

# 宮城県社会的養育推進計画

(令和7年度～令和11年度)

【中間案】

<概要版>

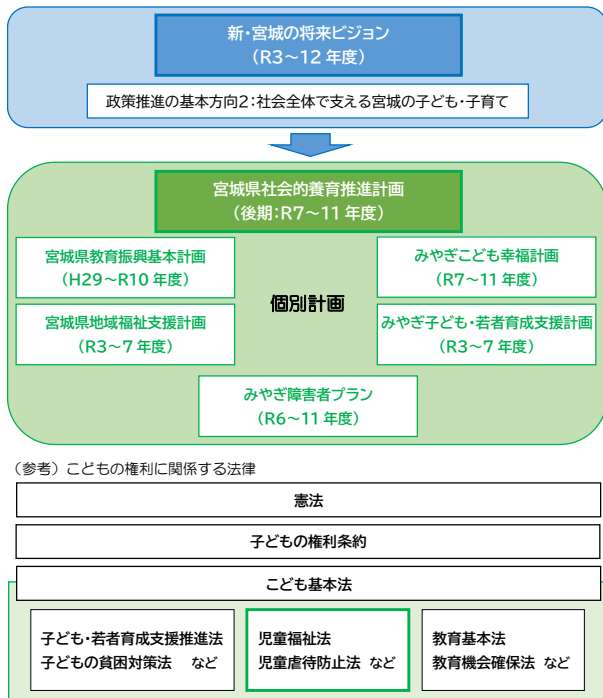
# 第1章 宮城県社会的養育推進計画の策定に当たって

## ★ 計画策定の趣旨

「宮城県社会的養育推進計画」（R2.3策定）を全面的に見直し、こどもの最善の利益を念頭に、児童虐待防止対策の更なる強化等の取組をこどもに関わる関係機関が連携して一体となって進めるため、新たな「宮城県社会的養育推進計画」を策定するもの

★ 計画の期間 令和7年度から令和11年度まで（5年間）

## ★ 他の県計画との関係



## ★ 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

	<b>目標1【貧困】</b> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ		<b>目標3【保健】</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	<b>目標4【教育】</b> すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		<b>目標5【ジェンダー】</b> ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る
	<b>目標8【経済成長と雇用】</b> すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワークを推進する		<b>目標10【不平等】</b> 国内および国家間の不平等を是正する
	<b>目標16【平和】</b> 公正、平和かつ包摂的な社会を推進する		<b>目標17【実施手段】</b> 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化させる

## 第2章 宮城県社会的養育推進計画の基本理念及び全体像

### ★ 計画の基本理念

社会的養護を必要とするこどもの最善の利益の実現に向けて「**家庭養育優先原則**」と「**パーマネンシー保障**」の理念に基づく各種施策・取組の推進により、こども一人一人が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長・自己実現できる宮城県を目指します。

### ★ 計画の全体像 ※ 第3章で個別に記載

- (1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援）
- (2) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- (3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- (5) 一時保護改革に向けた取組
- (6) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- (7) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- (8) 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 障害児入所施設における支援

### ★ 当事者であるこどもの意見反映等

#### 【自立に向けた支援】

- ・わからないことがあったら相談できること、生活などのアドバイスがもらえる。
- ・学校では教えてくれない自立した生活をする上で欠かせない知識などを社会に出る前に身につけられるようにしていただきたい。

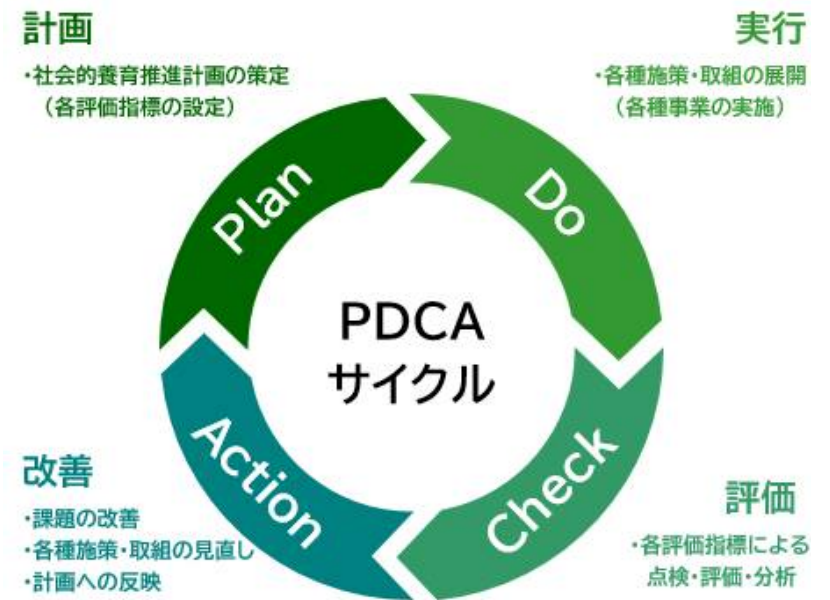
#### 【意見表明等】

- ・児童の気持ちや意見を聞くだけのシステムになっているので、意見を聞いてその後のことをもっとしっかり考えてほしい

#### 【児童相談所の一時保護所での生活について】

- ・子どもの安全は確かに守られていると思うが、必要最低限の幸福追求権が守られていない

### ★ 評価のための指標とPDCAサイクルの運用



### 第3章 宮城県社会的養育推進計画について ①

#### 1. 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）（P13～）

##### <主な取組>

- 一時保護所、児童養護施設、児童自立支援施設、一時保護専用施設、里親・ファミリーホームなどの児童が意見表明することができるよう意見表明支援員（アドボケイト）の訪問体制の充実や、養成・確保に取り組めます。
- こどもの権利擁護に係る環境として、こどもが希望する場合には社会福祉審議会児童措置部会で調査審議できる体制を整えます。
- こどもの権利理解を深め、意思形成・意見表明を支援するため、全ての社会的養護を必要とするこどもに「こどもの権利ノート」を配付します。



<施設版>



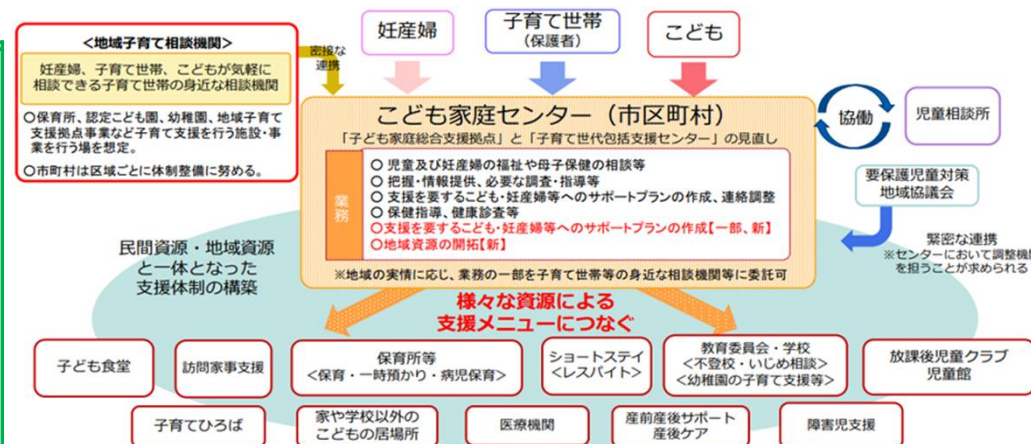
<里親・ファミリーホーム版>

R6.11発行

#### 2. 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組（P16～）

##### <主な取組>

- 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化について引き続き支援を行います。
- こども家庭センターの統括支援員の研修等の支援を実施するほか、令和8年度まで全ての市町村がこども家庭センターを設置できるよう支援します。
- 福祉、介護、医療、教育等の関係機関との連携体制を構築し、市町村が早期にヤングケアラー支援ができるよう支援します。
- 市町村は、家庭支援事業を実施し、支援が必要な子どもや家庭を積極的に支援します。
- 児童家庭支援センターは県内の相談者等に対し適切な支援を行います。

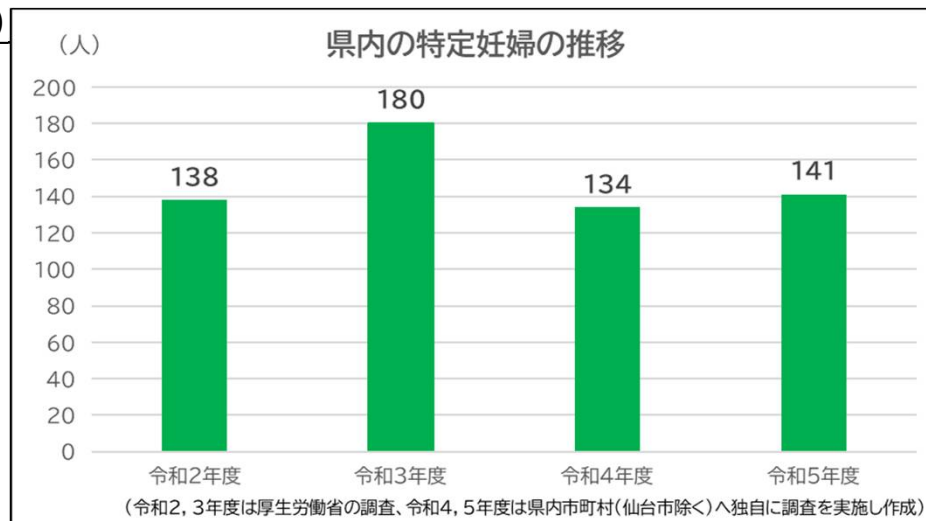


## 第3章 宮城県社会的養育推進計画について ②

### 3. 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組 (P20～)

#### <主な取組>

- 生活に困難を抱える特定妊婦等を対象とした妊産婦生活援助事業の実施に向けた検討を行い、早期に必要な支援を提供できるよう実施体制の整備に取り組みます。
- 市町村のこども家庭センターや要保護児童対策協議会等との連携体制の構築に向けた検討を行い、市町村が実施する妊婦訪問支援事業、産後ケア事業等の取組状況の把握を含め、支援体制の充実を図っていきます。



### 4. 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み (P23～)

#### <推計方法>

こどもの人口  
(推計・年齢区分ごと)

×

代替養育が必要となる  
こどもの割合 (※震災孤児を除く)

+

潜在的需要

= 代替養育を必要とする子ども数の見込み

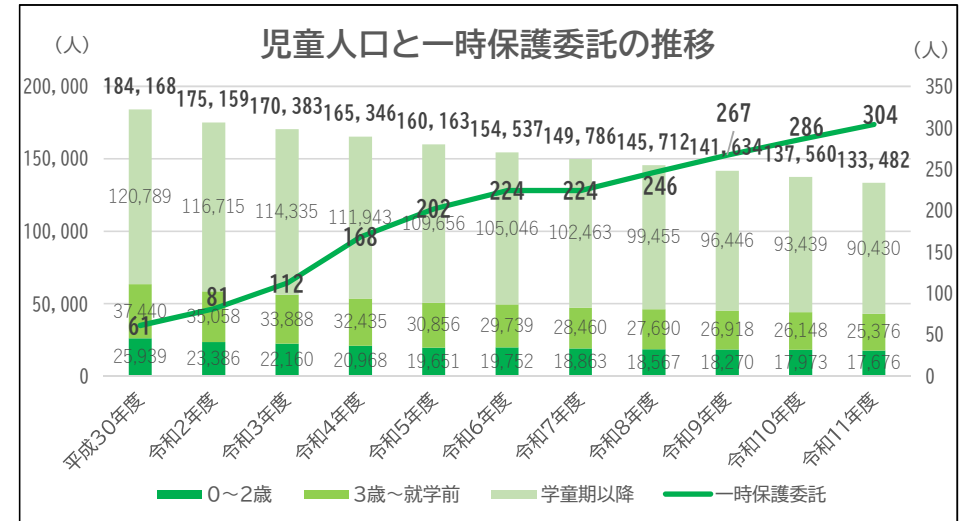
年度	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R5-R11 増減	
①こどもの人口	149,786	145,712	141,634	137,560	133,482	▲26,681	
内訳	0～2歳	18,863	18,567	18,270	17,973	17,676	▲1,975
	3歳～就学前	28,460	27,690	26,918	26,148	25,376	▲5,480
	学童期以降	102,463	99,455	96,446	93,439	90,430	▲19,226
②代替養育が必要な 子ども数 (a+b)	251	247	241	237	231	▲7人	
内訳	0～2歳	20	20	19	19	19	0
	3歳～就学前	28	27	27	26	25	▲2
	学童期以降	203	200	195	192	187	▲5

### 第3章 宮城県社会的養育推進計画について ③

#### 5. 一時保護改革に向けた取組 (P28～)

##### <主な取組>

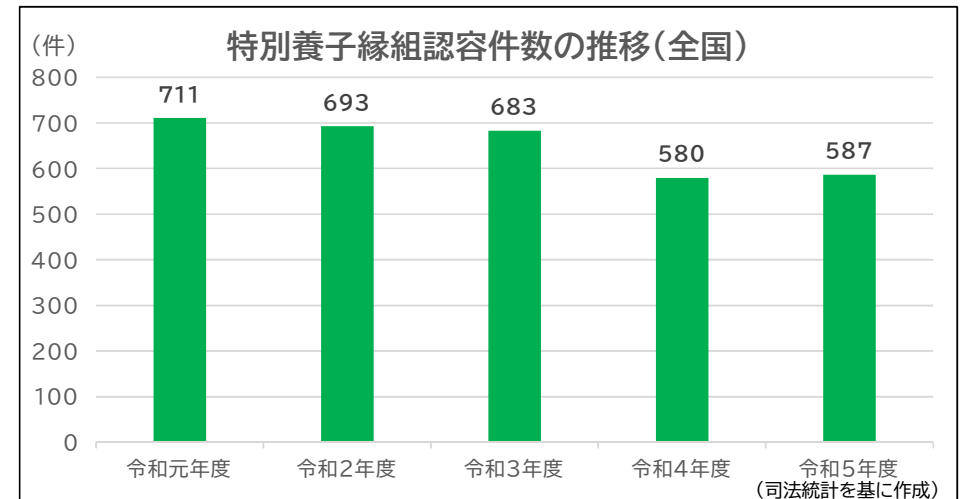
- 一時保護されたこどもの権利擁護を推進します。
- 多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でのケアを推進します。
- 定期的な第三者評価を受け、一時保護所の運営を改善していきます。



#### 6. 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組 (P32～)

##### <主な取組>

- こどもの意向や状況を確認し、より適切な措置となるよう検討します。
- パーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にを行うため、適切なケースマネジメントができる体制を目指します。
- 特別養子縁組制度について、里親制度と併せた周知により普及促進に取り組みます。



### 第3章 宮城県社会的養育推進計画について ④

#### 7. 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組 (P37～)

##### <主な取組>

- こどもが安心して暮らせるよう、こどもの最善の利益の実現に留意した上で、里親委託率の向上及び安定した養育環境の維持を目指します。
- 積極的なリクルート活動や研修等を通じて、社会的養育に対する理解を深めた里親の登録・養成を推進します。
- 里親支援センターと連携した里親等支援体制を構築し、里親委託の推進に取り組みます。
- 里親の研修受講を促すなど、里親のスキルアップに取り組み、養育環境の充実に努めます。

##### <推計方法>

代替養育を必要とするこどもの数

×

里親等委託が必要なこどもの割合

= 里親等委託が必要なこども数の見込み

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
里親登録世帯数 (a)	210	212	219	218	222	226	230	234	238	242
平均受託こども数 (b)	1.33	1.38	1.36	1.22	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2
ファミリーホームの 定員数 (c)	36	36	36	36	30	30	30	30	36	36
乳児院、児童養護施設 の入所こども数 (d)	141	146	166	154	166	153	142	129	116	103
里親等委託数 (e)	105	100	81	82	89	98	105	112	121	128
里親等登録率(%) ※1 (a×b+c) / (d+e)	128.2%	133.6%	134.7%	127.6%	116.2%	120.0%	123.9%	129.0%	135.7%	141.3%
里親等稼働率(%) ※2 (e / (a×b+c))	33.3%	30.4%	24.3%	27.2%	30.0%	32.5%	34.3%	36.0%	37.6%	39.2%

※1 里親等登録率

$\frac{\text{里親登録(認定)数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$

$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$

※2 里親等稼働率

$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録(認定)数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$

$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録(認定)数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$

### 第3章 宮城県社会的養育推進計画について ⑤

#### 8. 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組（P44～）

##### <主な取組>

- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換について早期に整備が図られるよう継続して支援します。
- 施設職員の人材確保及び人材育成による専門性強化に向けて、施設と共同して取り組みます。

##### <推計方法>

代替養育を必要とするこども数

－ 里親等委託が必要なこども数

＝ 施設で養育が必要なこども数の見込み

区分	予定定員 合計	令和11年度	
		本体施設 予定定員	地域小規模 予定定員 (箇所数)
宮城県済生会乳児院	35人	35人	－
丘の家乳幼児ホーム	30人	30人	－
<b>乳児院計</b>	<b>65人</b>	<b>65人</b>	<b>－</b>
旭が丘学園	42人	30人	12人 2箇所
丘の家子どもホーム	66人	36人	30人 5箇所
ラ・サール・ホーム	54人	36人	18人 3箇所
仙台天使園	60人	36人	24人 4箇所
小百合園	50人	38人	12人 2箇所
<b>児童養護施設計</b>	<b>272人</b>	<b>176人</b>	<b>96人 16箇所</b>
<b>施設合計</b>	<b>337人</b>	<b>241人</b>	<b>96人 16箇所</b>

※下線部は従前計画から修正箇所。また、変更内容は以下のとおり。

○丘の家乳幼児ホーム 25人→30人 (本体施設：25人→30人)

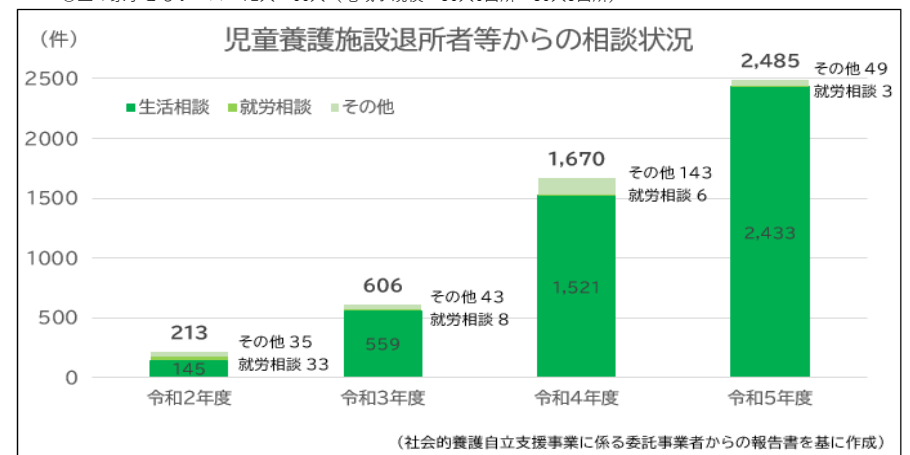
○旭が丘学園 40人→42人 (本体施設：34人→30人、地域小規模：6人1箇所→12人2箇所)

○丘の家子どもホーム 72人→66人 (地域小規模：36人6箇所→30人5箇所)

#### 9. 社会的養護自立支援の推進に向けた取組（P52～）

##### <主な取組>

- 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握に努め、支援内容の充実を図ります。
- 里親等への委託解除及び児童養護施設等を退所するこどもの社会的自立を図るため、支援体制の強化に取り組みます。





### 第3章 宮城県社会的養育推進計画について ⑥

#### 10. 児童相談所の強化等に向けた取組（P55～）

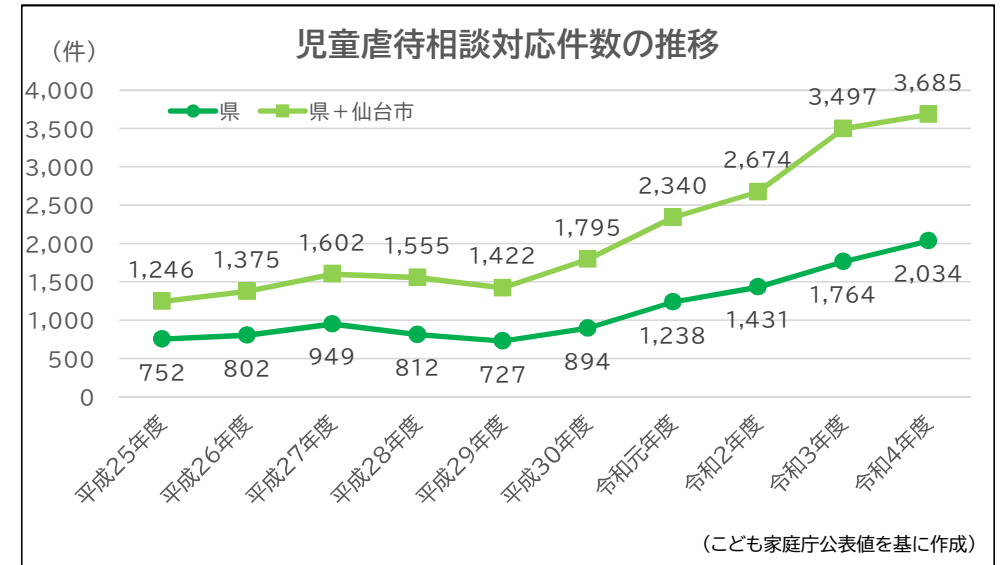
##### <主な取組>

- 児童相談所の職員の研修を充実させ専門性を向上させるとともに、弁護士や医師など専門職や警察官を配置し、充実した体制を目指します。
- 関係機関と連携して対応できる体制を整えます。
- 児童相談所の第三者評価を受審し、児童相談所の運営体制を改善していきます。

#### 11. 障害児入所施設における支援（P59～）

##### <主な取組>

- 入所している子どもが「良好な家庭的環境」で養育されるよう、施設のユニット化等によるケア単位の小規模化に向けた施設整備や職員の人員配置見直しなどの取り組みを検討します。



## 第4章 主な指標及び目標について

### 第3章の各取組における計画期間中（令和7年度から令和11年度まで）の主な指標及び目標（P61）

指標No 【掲載ページ】	項目	現況値	目標値 (令和11年度)	指標No 【掲載ページ】	項目	現況値	目標値 (令和11年度)
1-② 【P14】	意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合	人数：101人 割合：37.7%	人数：220人 割合：90.2%	6-(2)-④ 【P34】	保護者支援プログラム等に関するライセンス取得数	—	5ライセンス
	上記のうち事業を利用したこどもの割合	19.8%	40.0%		保護者支援の研修実施回数	—	2回
1-⑥ 【P14】	児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立ての希望があり、諮問した件数の割合	—	100%	7-(1)-① 【P42】	里親委託率	3歳未満：7.7% 3歳以上就学前：43.3% 学童期以降：35.2%	3歳未満：75.0% 3歳以上就学前：75.0% 学童期以降：50.0%
2-(1)-① 【P17】	こども家庭センターの設置数	19自治体	34自治体	8-(2)-⑤ 【P49】	児童家庭支援センターの設置施設数	1箇所	2箇所
2-(3)-① 【P19】	児童家庭支援センターの設置数	1箇所	2箇所	8-(2)-⑦ 【P49】	妊産婦等生活援助事業の実施施設数	0箇所	2箇所
3-① 【P22】	妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	0箇所	2箇所	9-(2)-① 【P54】	児童自立生活援助事業Ⅲ型実施箇所数及び入居人数（定員）	0箇所 0人	1箇所 1人
5-② 【P30】	一時保護専用施設や一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童養護施設等の確保数	里親：45世帯 ファミリーホーム：5箇所 児童養護施設：5箇所 一時保護専用施設：1箇所	里親：67世帯 ファミリーホーム：6箇所 児童養護施設：5箇所 一時保護専用施設：2箇所	10-⑨ 【P57】	児童福祉司任用後研修の受講者数、修了者数（年間）	受講者：17人 修了者：17人	受講者：20人 修了者：20人